

平成19年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成19年9月21日(金曜日)

午前10時00分開議

- 第7 議案第44号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第8 議案第45号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第46号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第47号 平成19年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 第11 議案第50号 土地の取得について
- 第12 認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第2号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第3号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第4号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第5号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第19 請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願書

追加日程

- 意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める要望意見書
- 意見書案第7号 医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書
- 第20 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第21 報告第9号 出納検査結果報告について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（1名）

6番 松浦啓博君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	山田日出夫君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
社会教育課業務監	上野敏夫君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	菅野宏君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、9名の議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

ここで今日は早朝より温度が上がっておりますので、ぜひ、皆さん、説明員の方も脱いでいただいて、財政厳しい折でございますので、クーラーは付けなくて皆さん脱いでいただいて、がんばっていただきたいと思っております。

発言の訂正

議長（橋本憲治君） 本日の議事日程に入ります前に、町長から昨日の河端芳恵議員及び上原豊茂議員からの一般質問に対して、答弁の訂正の申し入れがありましたので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） 議長のご配慮いただきまして、昨日の一般質問の私の答弁の訂正を2点ほどさせていただきたいと思っております。訂正の説明でございますので、背広を脱ぐのはこれが終わってからにさせていただきますのでお許しをいただきたいと思っております。

1点目は、河端議員からご質問のございました水道の安定的な供給に伴う道有林等の伐採のことについて、私は昨日訓子府石灰工業株式会社については当然でございますけれども、このことにつきましては、正式には林地開発行為変更届に基づいて、訓子府町と訓子府石灰工業株式会社と伴う協定書の中で、それは定められているところでございますけれども、北海道の所有する道有林については、許可等については義務付けられておりませんので、この点につきましては、北海道と私どもが連絡・協議をしながら進めていくということでございますので、法令上の定めはないということをご理解をいただきたいと思っております。

2点目の上原議員から最後の質問でございました降雹についての共済制度についてのお話を私のほうからさせていただきました。表現がやはり非常にわかりにくかったと思うのですが、玉ねぎに係わる降雹等の共済制度は、現在の既存の共済制度の中にこれはありますけれども、非常に掛け金が高いのと、それから入っている方が少ないということもあって、私自身のほうでは降雹の玉ねぎに限定した共済金額の掛け金の安く入りやすいような状況を、独自の施策を北海道としてつくる必要があるのではないのかという提案をさせていただいているところでございますので、昨日の私の説明では玉ねぎの降雹等の共済をないというような認識にとられてはちょっと過ちだという考えに至りましたので、あらためて訂正をさせていただきます。

以上でございます。

議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第50号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第50号について、各案ごとに質疑、討論、

採決をいたします。最初に、議案第44号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2点ご質問いたします。

1点目は、ケアハウスほなみ施設の改修費についてなのですが、7ページです。夫婦部屋を単身部屋2つにするということで、先日、静寿園で勉強会を設けていただきまして、私は静寿園とケアハウスほなみは本当にその日が初めて拝見したわけで、勉強会が終わったあと職員の方に案内してもらって、ケアハウスほなみもずっと見学させていただきました。この改修するお部屋も見たのですが、改修費に735万円というこの金額ですが、私の本当に素朴な疑問なのですが、一般的に考えてリフォームするのに735万円というのは高すぎないかと思ったのです。それで、本当に一般では小さな家が1件建つぐらいの予算だと思うので、どの辺に工事費が高つくのか、ちょっと具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

もう1点は、6ページの福祉サポートきらきら本舗わたぼうし分室の移転の問題なのですが、まず、なぜ現在の施設からこの新しく設けられた施設に移転しなければならなくなったのかの今までの推移を教えていただきたいと思います。一応、ここでは改修費は100万円ぐらいですが、先ほどのとは比較してかどうかわかりませんが、何か工夫があったこのぐらいの予算でおさまったのか。その2点について質問いたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、1点目のケアハウスの改修費735万円の工事の内訳でございますけれども、どの辺が高額かと言われますとなかなか難しい部分がありますけれども、工事の種別でいきますと、衛生設備工事というのが結構金額的に大きく見積りの中ではなっております。それで、衛生設備の内訳でございますけれども、屋内給水設備ですとか、屋内排水設備、給湯設備、衛生器具設備、消火設備、暖房設備等でございますけれども、工事の内訳書の中でいくとそこら辺が一番大きいのかなと。あと内装工事ですとか、そこら辺で合わせて609万8,210円というような見積りが出てございます。このほかにいろんな経費がかかりますので、消費税等々含めまして735万円という数字になってございます。

それから、2点目のきらきら本舗の移転の理由でございますけれども、きらきら本舗につきましては、今まで町が所有しております母子健康センターに入っておりますけれども、母子健康センターも老朽化が非常に著しいということで、大雨が降るとその都度、雨漏りをして改修する必要があるとか、それから暖房費が非常にかさむとか、そういうようなことがございまして、以前から新しい施設と言いますか、特にきらきら本舗が役場の中に入っているところで、そういう理由もございまして役場に近いところがいいのではないかとということで、そういう場所を探していたというふうにお聞きをしているところでございます。

それから改修費100万円ということで、安いのではないかという、工夫があるのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、民間の住宅ということで台所を広げるとか、そういうような比較的小規模な改修であるというようなことと、それから、これは具体的に金額的に聞いているわけではございませんけれども、その住宅とか土地の

取得にそれなりの金額がかかっているということで、資金的にもかなり苦しいので大きな改修がちょっとできないと、そういうようなお話は聞いております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 引き続き、6ページの今西山議員が質問されましたきらきら本舗の関係で、今度移設される建物についてちょっと伺いたいと思いますが、1つ目は何名の方が利用される予定なのか。

次に、その借りる、いわゆるその住宅は築何年経ったものなのか。

それから、その建物として、規模が全体で何坪ぐらいあるものなのか。

それから、その建物中の利用面積は、今回の施設利用としてどれぐらいの面積を扱うような予定になっているのかと。

それと、この使用はいつから使用を開始できるような予定でおられるのか。

それと、一応何年ぐらい使う予定で、この補助金を出すことにしたのかと。

それと、今ちょっと触れてくれましたけど、100万円の3分の1の助成ですけれども、残りの資金はどのような形になって、いわゆるその財源としてあるのか、ちょっと聞かせてほしいと思います。

それと、これも西山議員の質問だったのですが、ケアハウスの改築については説明を聞いておりましたけれども、工事中、ほかの利用された方が利用しているままやるわけですから、その辺の配慮は差し支えないように十分できるのかということ。

それから、いつ始まっていつ終わるのか、もし見通しがあれば伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのきらきら本舗とケアハウスの関係の補助金につきまして、お尋ねをいただきました。

それで、きらきら本舗の部分でございますけれども、まず利用人数でございますが、指導員を含めて平均約10名ということでございます。

それから、新しく取得した建物の築年数でございますが、昭和42年築ということでございますから、約40年経過をしているのかなということでございます。

それから、施設の規模でございますけれども、木造2階建てで面積が84.03㎡となつてございますので、約25坪ぐらいかなというふうに思います。

それから、この25坪のうち、利用がどれぐらいということでのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、元々が一戸建ての民家でございますから、基本的には全室を使うという考え方でいるようでございます。

それから、いつから利用できるかというお尋ねでございますけれども、現在、前所有者がまだ入居されてございますので、工事が11月に入ってからということでございまして、本格的な冬を迎える前には移転をするのではないかとということでございます。

それから、今後これを何年使う予定であるかというお尋ねにつきましては、ちょっと難しいところでございますけれども、基本的には永久に使うということにはならないのですけれども、できるだけ長く使えるようなことで進めるということだというふうに思います。

それから、資金的には残りの3分の2をどうするのだというお尋ねでございますけれども、そこら辺は自己資金とで対応するという部分にお聞きをしております。

それから、ケアハウスでございますけれども、これは工事ですから当然ほかに現在15名入居されておりますので、その方たちには支障のないような形で工事を進めていただくことになるというふうに思います。

それから工事期間につきましては、この補助金が決まりましたら、できるだけ早く入居者を募集しなければならないということもございますので、早急に取りかかるのだというふうに考えてございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかに質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 6ページ中段にあります住民安全対策費で、初日にこれの説明を伺いましたが、経過をもう一度ちょっと詳しくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 6ページの住民安全対策費の補正の経過について、お尋ねがありました。

これはAED、自動体外式除細動器の配備の関係ですけれども、6月の定例会で寄付を原資に7台のAEDを導入したいということで、その経費としまして231万6,000円を補正の予算のお認めをいただいたところであります。

その後、社会福祉協議会を通じまして、日本赤十字社で全国的にAEDの配備を促進するために安価な導入事業の案内がございまして、そのときもう締め切りだったのですが、来ていたのですが、網走支庁に無理を言いまして何とか滑り込みでお認めをいただいて、非常に単価が安く、これは日赤がその残りの部分をみってくれるということですので、非常に有利な購入ができるということで、そちらのほうに事業をスライドさせてもらうということでございました。それで安くなるということもありまして、新たに公民館と幼稚園を加えまして、合計で9カ所に配備する予定であります。6月にお認めをいただいた補正予算231万6,000円を減額しまして、新たに日本赤十字社の事業に乗る9台分ということで、108万円を新たに追加させてもらうという経過でございます。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 大変貴重な財源を安く購入できるということで大変良かったと思いますが、もう1点お伺いします。

日赤分区が今年からに社協に移管されました。日赤から様々な文書が来ていると思いますが、社協に來ている文書はきちんと福祉保健課なりに内部連絡がきちんとなされているのでしょうか。

それと、もう1点なのですが、3分の1になりました。今回は日赤の助成と、そういう制度のおかげでなったということですが、ほかにもいろいろな助成・補償金制度だとかあるかと思えます。それで、今回はたまたま間に合ったから良かったのですが、そういうことで常にアンテナを張って安くまかなえるような工夫もお願いしたいと思います。

それともう1点、このAEDはいろんな機種があるようです。それで耐用年数と言うのですが、電池を取り替えるタイプと、それとそうでないタイプがあるようですが、この

機種については消防の救急車と互換性があるのか、その辺をお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま日赤分区のお尋ねがございました。

議員おっしゃいますように、確かにこの4月から事務の所管を社会福祉協議会のほうに移管をしたところでございますけれども、一般文書につきましては社会福祉協議会のほうでそのまま処理をしておりますが、必要に応じて町のほうもそれなりに回していただくと。あくまでも、社協には事務の移管をしておりますけれども、分区長は町長でございますので、分区長会議とか、それなりの重要な会議につきましては、私が出席をさせていただいておりますので、そこら辺のところの連携については、現在のところ支障はないというふうに考えてございます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） A E Dのタイプについて、お問い合わせがありました。

この日赤の事情で導入する機種につきましては、仕様書が決まっているだけなのです。なぜかという、日赤自体も各メーカーがある中で、最大公約数の仕様書を示して入札するのは。それでどここの機種だということは、まだ決まったという連絡はいただいております。ただし、仕様書の中でいろいろタイプがある中でA E Dの操作についてはボタンを押す勇気をいかに操作する人に持ってもらうかというところがポイントだと思うのです。それで、この仕様書ではワンボタンと言うのですか、ガイダンスがあってあまりややこしい操作をしなくても、そのボタンを押す決心がつきやすい仕様書になっているか、そういった配慮がなされているようであります。したがって、消防の今入っている機種と互換性があるかということについては、ちょっと今の時点では不明ですけども、消防のA E Dと導入されるものの互換性ということでは、必ずしも使用の仕方が連続して使うわけではありませんから、必ずしも同じ機種でつないでいくなんていうことは、特にあまり気にされなくてもよろしいかと思えます。この導入される機種が、いかに施設等にいらっしゃる町民の皆さんに勇気を持って操作をしていただけるかという点が重要かと思えますし、また、それができるように消防の協力を得ながら講習等も努めてまいりたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 互換性と言いましたのは、先日、日赤奉仕団と言うグループでA E Dの講習を受けました。そのとき消防の救急救命士の方からお話を伺いました。そのとき、まず私たち、現場に倒れている人がいたらA E Dの前に果たして自分がどういう処置をしなければいけないのかと。どういうふうに見極めをしなければいけないのか、A E D以前にどういう対応をするのか。A E Dがあっても、自分がそれを使うことによってかえって逆になったら困るとか、そういうことがありますのでせっかく導入されますので、私も4回ほど受けていますが、何回受けてもこれは本当に自分が手を出していいのか迷うところでありまして、講習を救急救命士の方とでもわかりやすく講習していただきたいと思いますので、活用するためにも講習を頻繁にさせていただきたいと思えます。

それと、その中で互換性と言ったのは、例えばA E Dそこに設置して救急車を呼びます。救急車が来たとき、それを取らないでそのまま付けていけば、救急車の中の装置とジョイントできるものもあるということをお伺ったので、そのほうがいいのかということ消防

のほうとも機種については、きちんと連携していただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今のAEDは、パット2カ所に当てるわけです。当てたらAEDの操作を必要な症状が自動的に判断するのです。それで、AEDの通電が有効だというふうにAEDが判断したときは押してくださいというような命令が出ます。従いまして、その辺をよく町民の皆さんにお知らせすることによって、講習会等で操作していただける、協力を得られるものだと思います。

それと互換性については、今議員がおっしゃったように、救急車で搬送するとき、患者さんを。確かに装置と配線と言うのですか、つなげる機種が望ましいということはありませんけども、AEDそのものは単発と言いますか、働きはドンと1発やったときに、もうその働きが終わっているのです。だから、そういう意味で長い期間の互換性というのがあまり関係ないのかなと思います。ただ、AED検知したデータをその救急車の機器に伝えられるということはありません。そういう点では互換性がないよりはあったほうがいいと思いますけども、先ほども言いましたように、日赤の資金を有効に活用するということで、日赤の事業に乗ったということで、日赤は約3社のメーカーの入札を行いますので、今の時点では消防との互換性は正直言ってわかりませんが、講習会等でこの導入することによっての大きな効果をさらに発揮できるように努めてまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 7ページなのですが、河川の災害復旧工事の関係で1点伺いたいです。

これは説明の中では、山林川とタンノメム川ということなのですが、この金額のそれぞれの内訳がわかれば教えていただきたい。

それと、ほかに昨年からの大きな災害の中で、修理箇所が相当あると思っています。自分も山林川の関係している部分がかなりありましてわかるのですが、そういうところがほかにもないのか。例えば大きなところ、去年、北栄のほうに入っている沢もブロックの上をかなり取られているというようなところがありますので、余分なこともかもしれませんけども、自分の地域にあると言うか、自分の敷地の中を走っているところについては、小さなうちだとスコップで護岸ブロックの上を土が取られてしまうのです。水量が多くなると。これは元々50年に1回というような、今は変わったかもしれませんが、そういう災害に備えてというような設計の仕方では元々やっているのですが、今は100年に1回のような大雨が来るときがありまして、そのブロックの遙か上までレベルが上がって、橋桁も危ないぐらいのところまで上がるという状況なので、そのちょうどブロックの上の辺りの土の柔いところを持って行かれる。それが2回目に来たときには、ブロックの裏までの土をめくるといようなことがあります。自分のところはそれぞれ小さなうちにまた草のものみたいなものを持ってきて張り付けたりしながら修理はするのですが、大きくなったらとても人間の手でやれない状況にありますし、そういうところの管理のことも、我々山林川の会をつくってやっているのですが、そのことも含めて予算の絡みもあるのですが、削るだけではなくて一方そういう小さな報酬も出してもらおうような対応などもこれから必要かと思いますが、それらも含めてお伺いをしたい。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまの7ページの河川災害普及事業に係る質問をいただきました。

1点目の内訳でございますけども、今回に関しては単独債で復旧を予定しております。タンノメム川については3カ所、山林川については2カ所、その内訳ですけども、いずれもコンクリートブロックの復旧でございます。タンノメム川3カ所のうち、1工区がコンクリートブロック復旧8mで53㎡の復旧を予定しております。金額については、1工区で42万3,150円、2工区で22万500円、3工区で52万5,000円のタンノメム川3工区の合計で116万8,650円を予定しております。

それと山林川につきましては、2カ所を予定してまして、1工区で59万8,500円、それと2工区については21万9,450円、2カ所の合計で81万7,950円と内訳となっております。単独債につきましては、60万円という金額の縛りがございます。これについて、60万円と1カ所工事が100m以内ということが制約でございますので、こういうふうな中で工区分けをしたわけでございます。

それと、ほかにないのかということでございますが、今回については8月7日の降雨で被災を受けたところでございます。今回の被災の8月7日につきましては、1時間にこれは柏丘でございますけども、34.5ミリという降雨がございました。災害の要件として、1時間に20ミリ以上というのが要件でございます。今回、そういうふうな災害の要件に達しましたので、このような単独債の少しでも補助でないですけれども、起債を借りるような形の復旧を考えております。それ以下の小規模なものについては、規定予算の中で河川、それから道路については、復旧を行っているところでございます。

このほかに、今後予定しているのが協成川の下流です。これについては、訓子府南部地区畑総事業の中で復旧を考えております。

それと農試川、昨年災害復旧で復旧をしたのですけども、下流の部分、削られた部分がございます。これについても、畑総事業の中で今後ちょっと考えていきたいというふうにご考えております。

それと、今後の災害の対応等も含めてなのでございますけども、今年の6月、7月、8月につきましては、本当の集中豪雨的に訓子府で災害と言うか、降雨が起きております。その中でも現場をちょっと見ているのでございますけども、やはり排水路に芝が張っているところと張っていないところ、そういうところで壊れ方が非常に違うということがございます。それは管理の問題もございまして、そういうような形で少しでもこれから道路の側溝も含めて、そういうふうな少しでも芝を生やして、今までの既設のその排水路なり河川なりを守っていくと言うか、壊れないような形のこと今後考えていかなければならないというふうにご考えていますので、その辺についてもご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） わかりました。

災害時にそれぞれが我々の仲間、いろんなところに飛んで現地を見ているわけですけれども、おおいにして「ここはもうどうしようもならない」と、「崩れたぞ」と一生懸命直す人もいれば、そのまま放置するところもあるというようなことで、町に要請をするような

ことはわからないわけではないのですけれども、例えば河川の管理なども我々草を刈ってやっているのですけれども、草のみならず河川の点検だとか、あるいはその小規模なスコップでやれるような箇所は、例えば業者の移動のコンボが来るだけで何万円もかかるわけですからそういうことを考えて、あるいは時間、何千円もかかるというようなこと等々考えると地域の人たちに小規模なものについては協力してもらえるところはしてもらおうと。できるだけ大きな、こういったように何百万円もかかる前に手当てをすべきでないかという考えを持っています。小規模であれば、ちょっと我々は牧草の種子の土を草の根をスコップで押し付けまして、川があるから水があります。それで浸けておいて種子を蒔くというと、もう次の年はちゃんと復元するわけですから大きくならないうちにそういった経費若干みたって、将来見たら大きな金額の差が出てくるというような感じもしますので、どこかこれからについてもそのことも含めてご検討等を、そういう体制を取ってもらえればと思っています。

以上です。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今、大変貴重な意見をいただいたと思っております。そういうふうなことも考えて、今後管理のほうについても力をちょっと注いできたいというふうに考えます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 先ほど、ケアハウスのことでお答えをいただきましたが、ちょっと貧乏性のせい、ちょっとまだ納得いけないので、735万円という経費はたぶん静寿園のほうで見積りをとって、町は補助を出すだけだと思うのですが、ここで高すぎないかという働きかけというのは今の時点ではもうできないのか、それとも大きな施設の中の各部屋ですから、普通の例えばアパートとかは防音の設備とか、そういう面でもししたら耐久性の面なんかでも普通の私たちが考える常識的な住宅の建設とは違うのかもかもしれませんけど、外壁とか一切改修する必要はないわけで、もしその辺で費用がたかさんかかるのだとしたら後ほどでもいいですから、その辺静寿園のほうと見積りの関係で教えていただきたいなと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのケアハウスの735万円は高すぎるのではないかというようなお話でございますけれども、これは補助の考え方といたしまして、上限が735万円の3分の1ということで、3分の1以内という考え方でございますし、これから静寿園のほうで入札をしていくということで、この735万円でもう金額決まっているということではないということで、まずご理解をいただきたいと思っておりますし、それから工事の内容につきましては、もう少し本当に方法がないのかというようなこともちょっと確認はしてみたいなというふうには思いますけれども、確認を町としてできるのはあくまでも主体が訓子府福祉会ということでございますので、確認をしてもそこまで強制的にも少し安くとかということにはちょっと難しいのかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ありませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 今、西山議員が735万円は高いということと、私も高いと思っています。

そして、そのあとなのですが、きらきら本舗が使われるという築42年経った、それで経過40年というものは、公営住宅が耐用年数を採用されまして25年以上というものに対しては耐震計画であるとか、調査対象のものが出ていると。今回、未広の公営住宅もいろいろなことを鑑み1,800万円以上の金をかけて改修するというお話でした。そうすると、この昭和42年に建てられた経過40年の建物を、簡単なことを言えば、^{すが}砂漏り、屋根いろいろなものを考えたときに、40年経った建物を求めて100万円かけて直されるというところにひょっとしたら無理があるかと思えます。それで福祉保健課長は言っていますけど、本来こういうものがなされるときには、先輩議員が「横のつながりを大切に」という6月にお話をしておられたのを記憶しております。ですから、当然これらについては建設課が何らかの動きをして、そして、建設課によつての判定であるとか、必要な事項はやはり町の各課が担当して、それで水道についてもいろいろなものを検討した後にやられるということでしたら僕は賛成できますけども、単独でただ闇雲にやられての補助金33万3,000円というのは無理があるのでないかと思えますがいかがですか。

議長（橋本憲治君） 7ページのケアハウスはいいのですね、質問。それではきらきら本舗のほうで。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） きらきら本舗の取得する建物が40年経過をして、それにまた100万円をかけるのがいがかかというふうな趣旨かなというふうに思いますけれども、きらきら本舗につきましては、あくまでもNPO法人ということで資金的にも非常に厳しいということもございまして、考え方としまして町の障がい者に対する地域活動支援センターというような位置付けもしてございまして、NPO法人とは言いながら町としてもそれなりに障がい者施策という意味で、積極的にお手伝いをしていくという、そういう必要があるだろうなというふうに考えております。そういったような意味合いで、非常に財政的にも厳しい中で少しでもお手伝いをしていくというふうな意味合いもございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、先ほど西山議員のご質問にお答えいたしましたように、以前からそういうような施設を探していたというふうなこともございまして、今回、住宅の所有者が急遽転出をされるということで急遽決まったということで、そこら辺のところ前段でのいろんな整理の部分で、そういった意味では町の内部でそこまでと言うか、そこまでしきれないと言うか、そこまでの必要があるのかなというふうにもちょっと考えるところでございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 1点だけ、7ページの一番上になるのですが、民生費の中の自立支援サービス事業と生活支援事業のその返還金の関係なのですが、この中身についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 自立支援サービス事業の162万6,000円の国庫支出金の返還金でございますけれども、これは平成18年度の国からの補助金の精算でございます。内訳的には障害者自立支援給付費の負担金、国分が金額的には128万3,659円と、道分が28万9,215円ということになってございます。今言いましたその自立支援給付費の負担金の内訳につきましては、障害福祉サービス費ですとか、療養介護医療費とか、補装具費とか、そのそういうものの中身になってございます。

そのほかには、障害者保健福祉推進事業費補助金ということで、これにつきましては自立支援法が施行されたことによって、施設訓練ですとか、介護給付費について、その支援費の支払い業務が変わったということで、これについても新たに補助金ができただけでございますけれども、これについての精算で5万3,000円が返還になったという内訳でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 6ページ。AEDの関係でお伺いをしたいと思います。2台追加して9台分ということでありまして、これらの配置されているその機器の周辺にその機器を扱える人がおられるのかどうか。それと、講習をきちっと受けなければ使えないということもありまして、現在、訓子府町で何名の方が救命士の資格修了証を取られているのかお伺いをいたしたい。

同じ6ページ。その下でありますけれども、選挙関係です。投開票管理者立会人の8万2,000円の追加、これの中身をお知らせいただきたいと思っております。

その下で、社会福祉総務費の中の一上です。節で20です。高額医療が発生したと説明がありましたけれども、これは何名の方なのか教えていただきたい。

7ページ。社会福祉会支援事業で、関連でお伺いをしたいのですが、先週、静寿園にお邪魔したのですが、静寿園の屋根を見ますと非常に錆が発生しています。これはたぶんあまり年数が経過していないと思うのですが、錆が発生したということは何か問題があったのかどうか、それとを早急に塗り替えの必要があると思っておりますけれども、この考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） まず、AEDに係わって、2件ご質問がありました。

配備する9カ所の各施設に、このAEDを扱う人がいるのかということでございます。先ほどの答弁でも若干触れましたけれども、AEDの操作は近年非常に簡単な機器が出ております。日赤の今回の導入する事業でも、そのような仕様のものを導入したいということでもあります。ただ、そうは言っても、そのボタンを押す勇気の問題があるかと思っております。これは施設の職員にかかわらず、一般に施設を利用されているそこに居合わせた方が操作をしていただくこととなりますので、先ほども言うように、広く町民の皆様、職員はもちろんですが、職員の皆様を含めて操作できる体制を広げてまいりたいと考えております。

それと救命士の話がありました。これはたぶんその講習・研修のときの教えてくれる人

という意味での体制をお尋ねかと思えます。現在、支署には6名の救命士がおります。来年、消防職員が退職に伴って1名新人を入れますけれども、そのものも救命士の資格を持っておりますので、来年度からは7名になろうかと思えます。

それと、その下の町長・町議会議員選挙の執行経費の中で、唯一追加の補正をしているこの投開票管理者立会人の部分でお尋ねがありました。この選挙の予算をお認めいただいた時点では、期日前投票の立会人につきましては、従来からの流れに沿って職員が対応しようということで予算を見ていなかったのです。ところが、いろいろこの選挙に関わるいろいろ指導、選挙の公平な執行等々の指導が強まりまして、地元の選挙では4日間あります期日前投票、総務課の横の2階のガラス張りの部屋で行われましたけれども、あそこでの期日前投票立会人を町民の方をお願いしたということで、この部分の経費が膨らんだものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 重度心身障害者医療費助成事業で、高額なものが発生したということでございますけれども、その高額が発生したのが何人かというのはちょっとここではお答えできないのですが、重度心身障害者の医療費の制度の今対象になっている方が104人ございます。それで非常に医療費の推計自体がしょっちゅう変わると言うか、推計が非常に難しいです。それで今年の予算計上のベースになったのが、昨年の決算見込み960万2,000円をベースにいたしまして、本年度995万4,000円。月額に平均しますと、約83万円ぐらいで計上してございます。ところが本年度に入りまして、医療費が非常に高額になりまして、8月まで支出した分で平均額が約120万円ぐらいというふうに高額になってきまして、このままでは平成19年度の医療費が足りなくなるといって補正をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから静寿園の屋根でございますけれども、静寿園の屋根につきましては、平成13年度に大規模な改修を行ってございます。それで私もちょっと現在錆ということで、そういう認識を持っていなかったということもございまして、今後、静寿園のほうにちょっとその様子などの確認をしてみたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 先ほど、救命士の関係でお答えがあったのですがけれども、私は講習を受けた方で修了証をいただいている方が何名おられるのかなという質問だったので、よろしくお願ひします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） AEDの研修で講習と言いますか、それで修了資格というものがないと認識しております。それほど難しい内容ではないかと思ひます。ただ、何でも言いますように、その決心をつけてもらう、これはそんな難しいものでないのということを広める講習を今後重ねてまいりたいと思ひます。実際、講習を受けられた先ほど河端議員のご紹介もありましたけれども、役場の職員も一度受けましたし、ボランティア団体である団体も受けられていますけれども、全体の研修の実施内容の把握は正直言ってまだしておりません。これから進めるべきだと考えております。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 講習を受けても何も修了証書も何も出さないということであり
ますけれども、私は救命士の講習を受けたときに修了証をいただいているのです。こうい
うものを現在は出していないのですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 私どもが考えている研修というのは、私の認識ではいかに
多くの町民の方に勇気を持って操作をしてもらうかというところに力点があると思います。
そのような講習を消防に頼む予定であります。その今お示しいただいたカードは、僕は初
めて正直言いまして見せていただきました。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私どもの職員の説明を聞いていまして、2、3の私自身の考え方
を述べてある意味では説明に代えさせていただきたいと思います。

西山議員と川村議員から静寿園の工事費がちょっと高いのではないのかというご意見が
ございました。これは課長が何度もお話をさせていただきましたように、実施主体が福祉会
という法人が見積りを取って、そして、適切な工事価格と言いましょか、見積額を持っ
て私どもに補助要請をしているということですから、基本的にはご理解をいただきたいと
いうことが1つです。しかし、一般家庭の修繕等からしてみると、割高感がやっぱりどう
も拭えないということの感じが見受けましたので、私どもにも建設課の職員がおりますの
で、その点で言うより適切であるためにも、これから行われるであろう入札の資料等も
拝見させていただきながら、それらの妥当であるかどうかということも含めて、なお行政
としても誠意努力をしてみたいと。これは法人に対して決められたことございませんので、
この点もご理解いただきたいと思います。

それからもう1点、川村議員のほうからきらきら本舗の新しく購入する住宅が42年経
って、ある意味ではその耐用年数が過ぎているではないかと、それに100万円の金をか
けるのはどうなのかというご意見もございました。これも基本的にはNPO法人が自ら購
入し、そして、改造するという中でのものでございますから、私たちが町と言えどもこれ
はだめだとか、ふさわしくないとかというよりは、むしろ法人の主体性を信頼してとい
うことになりますけども、私は昨日その住宅にお伺いし見せていただきました。確かに40
年は経っていますけども、非常に大事に使われていて、そして、しかも柱・梁等も非常に
頑丈なものを使っていますので、くるいがほとんどないというのも率直なところでござい
ましたので、その点で言うと、非常に譲られる方も福祉に使って少しでも役立てていただ
けるならという非常にご厚意と、それからNPO法人の福祉法人が役場に近いという活動
の拠点としては、位置的にも大変いいということのいろいろな条件の中で決断し、そして、
財政的に大変不自由な中で最小の修繕費と言うか、改造費をかけて、そして、町に要請し
てきたものというふうに私自身は判断させていただきましたので、ご理解をいただきたい
と思います。

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第44号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（橋本憲治君） ここで午前11時10分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に、議案第45号の質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第45号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第46号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず、最初に、認定第1号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会運営基準に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いをします。

審査期間につきましては、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにしたいと思いをします。また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができることにしたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、上原豊茂君、河端芳恵君、小林一甫君、山本朝英君をそれぞれ指名したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩を10分間いただきたいと思いをします。中途半端ですので午前11時30分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を継続いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に小林一甫君、副委員長に上原豊茂君と決定いたしました。

なお、審査期間は平成19年11月12日の月曜日から11月16日の金曜日までの5日間、時間は午前9時から午後4時までと決定いたしました。

請願第3号

議長(橋本憲治君) 日程第19、請願第3号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長お許しをいただきましたので、請願の説明を行いたいと思います。

内容に入ります前に、請願者であります訓子府農民組合という組織について少々ご説明をしたいと思います。

農民組合は思想信条を超え、目的を同じくするものの集まりであります。唯一、全国的な組織としての農民運動組織であります。また、北海道におきましては、この組織は80年に及ぶ歴史を持っております。

それでは、請願の内容を紹介したいと思います。

訓子府町議会議長、橋本憲治殿。

紹介議員、上原豊茂。

請願者、訓子府町字豊坂79-2、訓子府農民組合委員長、中西康二。

品目横断の経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願書。

内容をご説明させていただきます。

請願主旨であります。ここに縷々書いてありますけれども、品目横断については皆さん以前の請願も含めまして十分ご承知のことと存じます。非常にこの品目横断が実施され、生産組織から思いもよらない打撃を被る結果が出ているという実態の訴えがございます。そういう意味で、この請願の内容に対し、次の事項について関係大臣に対して請願するということとなりますので、請願事項について3点朗読し紹介にかえたいと思います。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上であります。

議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択されました。

追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま山本朝英君外 3 名から、意見書案第 6 号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める要望意見書の件が、上原豊茂君外 4 名から、意見書案第 7 号 医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第 6 号、意見書案第 7 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案 6 号

議長（橋本憲治君） 意見書案第 6 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8 番（山本朝英君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第 6 号について説明をいたします。

意見書案第 6 号

品目横断的経営安定対策の見直しと、
多様な担い手の育成を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 1 9 年 9 月 2 1 日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者

議員 山 本 朝 英
議員 川 村 進
議員 佐 藤 静 基
議員 小 林 一 甫

次のページをお開きください。

この意見書案の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第 3 号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 1 9 年 9 月 2 1 日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。どうかご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第6号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案7号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第7号についてご説明いたします。

意見書案第7号

医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年9月21日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページ、お願いいたします。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

財務大臣様

文部科学大臣様

総務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑
ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第7号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異
議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩をしたいと思います。午後1時から行いますのでご参集お願いを
したいと思います。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 定刻になりました。

休憩をとき会議を継続いたします。

報告第8号

議長（橋本憲治君） 日程第20、報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告につい
てを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員か
ら別紙のとおり報告があった。

平成19年9月19日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

次のページ、34ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年8月8日

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成18年度に係る次の財政的援助
団体の監査結果を別紙のとおり報告しますということで、記になります。

記

1. 監査実施団体名 特定非営利活動法人 福祉サポートきらきら本舗

(1) 監査実施年月日 平成 1 9 年 8 月 8 日

(2) 財政的援助の種目等補助金につきましては、平成 1 8 年度地域活動支援センター運営費補助金になります。それから、この種目等がその補助金になります。それと補助金につきましては、3,750,000円ということになっております。

それから(3)でありますけども、監査の結果につきましては、補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認める。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 以上のとおりであります。

この報告に対し質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第 9 号

議長(橋本憲治君) 日程第 2 1、報告第 9 号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の 3 5 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 9 号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成 1 9 年 9 月 1 9 日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、平成 1 9 年 7 月 1 1 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成 1 9 年 7 月 1 1 日

訓子府町監査委員 四十物 義 雄

訓子府町監査委員 佐藤 静 基

次のページの 3 6 ページ、3 7 ページの表につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

議案書の 3 8 ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、平成 1 9 年 8 月 1 3 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成 1 9 年 8 月 1 3 日

訓子府町監査委員 山 田 稔
訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

次のページの39、40ページの表につきましては、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

続きまして、後ほど追加で配付しました9月分の例月出納検査結果報告。ページ数で申しますと41ページ、42ページ、43ページでございます。まず、41ページをお開きいただきたいと思っております。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年9月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成19年9月12日

訓子府町監査委員 山 田 稔
訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

次のページの42、43ページの表につきましては、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対し質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

閉会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労様でございます。

閉会 午後 1時06分

以上、平成19年第3回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員